

薬食発0619第1号
平成27年6月19日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

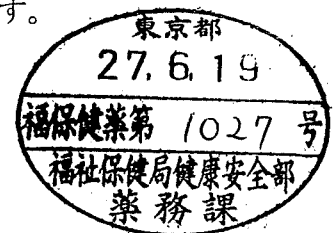
厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について (通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成27年政令第251号。以下「改正政令」という。)及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。)が平成27年6月19日に、それぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記



第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物から除外した。

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤(N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 111-41-1、別名称 : 2-[(2-アミノエチル) アミノ] エタノール及びこれを含有する製剤 (2-[(2-アミノエチル) アミノ] エタノール10%以下を含有するものを除く。))

(2) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ) フェノキシ]

－4－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 875775-74-9)

(3) シアナミド及びこれを含有する製剤 (シアナミド10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 420-04-2)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質

(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

(2) 4, 4'-アゾビス (4-シアノ吉草酸) 及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 2638-94-0)

(3) (E) - [(4RS) - 4 - (2-クロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 101530-10-3)

(4) 1 - (2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル) - 4 - (ジフルオロメチルチオ) - 5 - [(2-ピリジルメチル) アミノ] ピラゾール-3-カルボニトリル (別名ピリプロール) 2.5%以下を含有する製剤

(CAS No. : 394730-71-3)

(5) (E) - [(4R) - 4 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 187164-19-8)

4 施行期日

平成27年7月1日から施行する。ただし、第1の1及び3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日 (平成27年7月1日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第3条 (禁止規定)、第7条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第9条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項 (法第22条第5項において準用する場合を含む。) 及び第2項 (毒物又は劇物の表示) の規定は適用しない。
- (2) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者

を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 改正省令の内容について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

(1) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤

(2) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）

2 施行期日

平成27年7月1日から施行する。

第3 その他

改正政令及び改正省令の新旧対照表については、別添1及び別添2のとおりである。

また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含む製剤</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十九 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 セレン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 亜セレン酸ナトリウム $\text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O} \cdot \text{O}$ 以下を含む製剤 (新設)</p> <p>ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含む製剤</p> <p>ハ (略)</p> <p>十九 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>四の三 二―アミノエタノール及びこれを含む製剤。ただし、二</p>

四の四 N—(ニ—アミノエチル)—ニ—アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N—(ニ—アミノエチル)—ニ—アミノエタノール—〇%以下を含有するものを除く。

四の五—四の七 (略)

五—十三の三 (略)

十三の四 ニ—エチル—三・七—ジメチル—六—〔四—(トリフルオロメトキシ)フエノキシ〕—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤

十三の五 (略)

十四—二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンがら成る焼結した物質を除く。

—アミノエタノール—二〇%以下を含有するものを除く。
(新設)

四の四 L—ニ—アミノ—四—(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンオイル」ブチル—L—アラニル—L—アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L—ニ—アミノ—四—(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンオイル」ブチル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五—四の六 (略)

五—十三の二 (略)

十三の三 O—エチル—S・S—ジプロピル—ホスホロジチオアート (別名エトプロホス) 五%以下を含有する製剤。ただし、O—エチル—S・S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

(新設)

十三の四 ニ—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ニ—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート二%以下を含有するものを除く。

十四—二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物

二十二の二、三十一 (略)

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (3) (略)

(4) 四・四―アゾビス(四―シアノ吉草酸) 及びこれを含有する製剤

(5) (31) (略)

(32) (E)―(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―三
―ジチオラン―ニ―イリデン〕(一H―イミダゾール―ニ―イル

(33) (91) (略) (アセトニトリル及びこれを含有する製剤)

二十二の二、三十の六 (略)

三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤

(新設)

三十一の二 四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (2) (略)

(3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤 (新設)

(4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフィニル―一H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール) 及びこれを含有する製剤

(5) (29) (略)

(30) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ〕
一・五―a〕ピリジン―ニ―イル)―五―〔メチル(プロプ―ニ
―イン―ニ―イル)アミノ〕―一H―ピラゾール―四―カルボニ
トリル(別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(31) 二―(四―クロロフェニル)―ニ―(一H―一・二・四―トリ

2

(略)

三十三〇百九 (略)

(94) |
 (176) | (略)

イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(93) |
 (E) | 「(四R) | 四 | (二・四) | ジクロロフェニル |
 | ・三 | ジチオラン | ニ | イリデン」 | (一H | イミダゾール |

ロール) 二・五%以下を含有する製剤

(92) |
 | — | (二・六) | ジクロロ | α・α | トリフルオロ | p | ト
 | リル) | 四 | (ジフルオロメチルチオ) | 五 | 「(二) | ピリジ
 | メチル) | アミノ」 | ピラゾール | 三 | カルボニトリル (別名ピリ
 | ロール) 二・五%以下を含有する製剤

2

(略)

三十三〇百九 (略)

(91) | (90) |
 (172) | ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
 (略)

(新設)

(新設)

(89) | (32) |
 (88) | (略)
 | アゾール | — | イルメチル) | ヘキサ | ニトリル (別名ミクロ
 | ニル) 及びこれを含有する製剤
 | (三・四) | ジクロロ | — | シアノ | — | ニ | チアゾール | 五 | カ
 | ルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―(トリフルオ ロメトキシ)フエノキシ〕―四―キノリル メチル カルボナー ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 O―エチル S・S―ジプロピル ホスホロジチオア―ト (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、O―エ チル S・S―ジプロピル ホスホロジチオア―ト 3%以下を含 有する徐放性製剤を除く。 (新設)</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート 2%以 下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―〔O――(四―クロフェニル)ピラゾ― ル―四―イル O―エチル S―プロピル ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(R S)―「O――(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル || O―エチル || S―プロピル || ホスホロチオアート」六%以下を含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

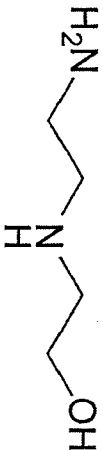
十二〜六十七 (略)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質</p>	<p>$CdS \cdot nCdSe$ ($n=0.104 \sim 0.882$)</p> <p>分子量 特定できず。 CAS No. 58339-34-7, 12656-57-4</p>	<p>原体(毒物、劇物)並びにこれを含む製剤(毒物)</p>	<p>外觀:赤橙～赤色の粉末。セレンの量が増すについで、赤色となる。</p> <p>融点: > 1000℃</p> <p>密度: 3～5 g/cm³</p> <p>溶解性: 水に不溶</p> <p>安定性: 熱、各種有機溶媒等に対して安定。熱濃硝酸、熱濃硫酸に可溶。</p> <p>反応性: -</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000</p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 5.08 (ダスト)</p> <p>皮膚腐食性 カサギ -</p> <p>眼刺激性 カサギ 軽度</p>	<p>水彩絵具(ガッシュを含む。)、アクリル樹脂系絵具、油絵具他絵具類。塗薬、漆工、プラスチックの着色材等。</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

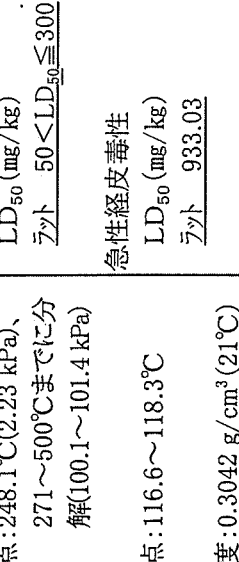
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール	 <p> $C_4H_{12}N_2O$ 分子量 104.15 CAS No. 111-41-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤 (10%以下を含有するものを除く。)	外観: 無色～帯黄色の液体 沸点: 243°C 融点: -38°C 密度: 1.02 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 5.41 (空気=1) 比重: 1.03 (20/20°C) 蒸気圧: 1.8 Pa (20°C) 溶解性: 水; 混和、1000 g/L (25°C)、エタノールに混和、アセトンに易溶 引火点: 132°C (c.c.) 反応性: 酸化剤と激しく反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 2,150 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (8hr)) ラット >0.0771 (飽和蒸気) 皮膚刺激性 ヲサギ + 眼刺激性 ヲサギ 重篤な損傷 10%製剤: 皮膚刺激性 ヲサギ - 眼刺激性 ヲサギ 軽度	イミダゾリン型カチオン及び両性界面活性剤原料。金属イオン封鎖剤。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]-4-キノリン-メチル-カルボナート	 <p style="text-align: center;"> $C_{22}H_{20}F_3NO_5$ 分子量 435.39 CAS No. 875775-74-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:綿状粉末 沸点:248.1°C(2.23 kPa)、 271~500°Cまで分解 解(100.1~101.4 kPa) 融点:116.6~118.3°C 密度:0.3042 g/cm ³ (21°C) 蒸気圧:9.04×10 ⁻⁹ Pa (25°C) 溶解性:水;12.03 μg/L (20°C, pH7.51~8.95) シクロヘキサン>500 g/L(20°C) アセトン 373 g/L(20°C) 酢酸エチル 297 g/L(20°C) トルエン 283 g/L(20°C) メタノール 33.7 g/L(20°C) n-ヘキサン 11.1 g/L(20°C) 安定性:200°C以下で安定 反応性: 発熱開始温度(Ti):238.3°C 同上 (Tp):279.2°C 発熱量 ;76.4 J/g	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 50 < LD ₅₀ ≤ 300 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 933.03 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット(♂) 0.67 (♀) 0.93 (ダスト) 皮膚刺激性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短時間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

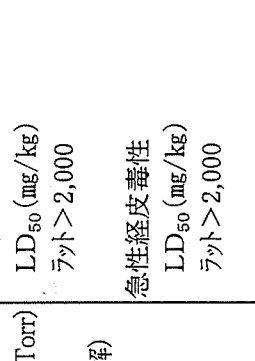
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
シアナミド	$\text{N} \equiv \text{C} - \text{NH}_2$ <p>CH₂N₂ 分子量 42.04 CAS No. 420-04-2</p>	原体及びこれを含有する製剤(10%以下を含有するものを除く。)	外觀:無色の吸湿性、潮解性の結晶 沸点:260°Cで分解 融点:44°C 密度:1.28 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度:1.4(空気=1) 相対比重:1.28 g/cm ³ (20°C)(水=1) 蒸気圧:1.0 Pa(25°C) 溶解性:水:850 g/L(25°C)、エタノールに易溶、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶 引火点:141°C(c.c.) 安定性・反応性: 酸、アルカリ、水分と接触すると分解し、有害フオーム(アゾモニア、窒素酸化物、シアニ化合物等)を生成。自然重合の可能性。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 223 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 848 急性吸入毒性 LDLo(mg/m ³ (4hr)) ラット>1,000(ミスト) 皮膚腐食性 ラット 軽度 眼刺激性 ラット 中等度~強度 10%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂)>3,783 (♀)>3,920 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット>10,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット>1,687(ミスト)(原体) 皮膚腐食性 ラット 軽度 眼刺激性 ラット 軽度	合成ゴム、青酸化合物、燻蒸剤、金属洗浄剤の製造。殺虫剤、除草剤、洗浄剤、医薬品の中間体。農薬(植物成長調節剤)。メラミンの製造原料(シアナミド二量体)。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

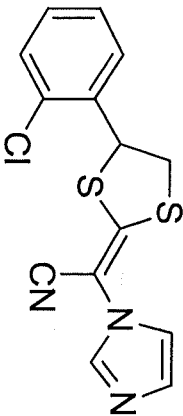
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4,4'-アゾビス(4-シアノ吉草酸)	 <p style="text-align: center;"> $C_{12}H_{16}N_4O_4$ 分子量 280.28 CAS No. 2638-94-0 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 白色粉末 沸点: $503.6 \pm 50^\circ\text{C}$ (760Torr) 融点: $120 \sim 123^\circ\text{C}$ (分解) 密度: $1.23 \pm 0.1\text{g/cm}^3$ (20°C, 760Torr) 溶解性: $0.03\text{g}/100\text{g}$ (20°C) 安定性: 通常条件では安定	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット > 3.55 (ダスト) 皮膚腐食性 ガサギ ー 眼刺激性 ガサギ 中等度	アクリル樹脂の重合反応を促進させるための開始剤

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

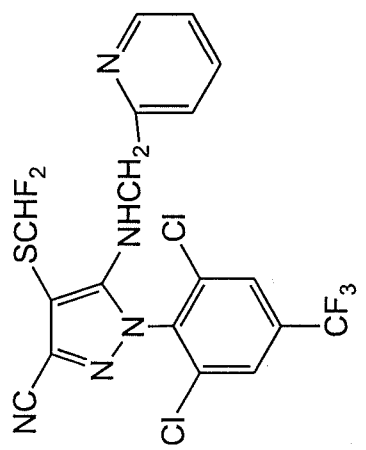
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-[(4RS)-4-(2-クロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イル)チン] (1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル	 <p> $C_{14}H_{10}ClN_3S_2$ 分子量 319.83 CAS No. 101530-10-3 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 微黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点: 141~146°C 溶解性: オクタノール/水分配係数(log P): 1.29 (pH2.33)、3.08 (pH4.03)、3.88 (pH7.16) 引火性及び発火性: 常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性: 遮光下、通常の保管条件下で安定	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット (♂) 993 (♀) 652 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 4.314 (ダスト) 皮膚腐食性 ラサギ 軽度 眼刺激性 ラサギ 軽度	試薬

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

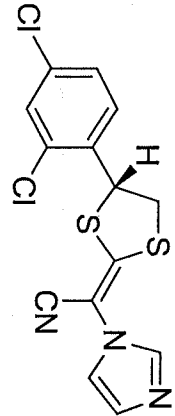
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>1-(2,6-ジクロロ-α, α,α-トリフルオロ-p- トリル)-4-(ジフルオロメ チルチオ)-5-[(2-ピリ ジルメチル)アミノ]ピラゾ ル-3-カルボニトリル(別 名ピリプロール)2.5%以下 を含有する製剤</p>	 <p style="text-align: center;"> $C_{18}H_{10}Cl_2F_5N_5S$ 分子量 494.27 CAS No. 394730-71-3 </p>	<p>これを含む製剤</p>	<p>外観:淡黄色結晶性粉末 (原体) 融点:120°C 蒸気圧:8.08×10⁻⁶ Pa 未満 (25°C) 溶解性:水:0.381 mg/L(20°C) 安定性:原体は安定。 保存安定性:5°C、25°C/60% RH、30°C/65%RH、40°C/75% RHの条件下で24か月間安定。 苛酷条件:50及び75°C条件 下で21日間安定。 反応性:常温で空気と接触 しても自然発火し ない。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット 50<LD₅₀≤300 急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット>2,000 急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(4hr)) ラット(♂) 1.43 (♀) 0.85 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 軽度 2.5%製剤: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット>2,000 急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(6hr)) ラット>5.30(ミスト)</p>	<p>白蟻防除剤</p>

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-[(4R)-4-(2,4-ジクロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イルチン](1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル	 <p> $C_{14}H_9Cl_2N_3S_2$ 分子量 354.28 CAS No. 187164-19-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:微黄色～淡黄色の結晶又は結晶性の粉末 融点:150～153℃ 溶解性:オクタノール/水分配係数(log P):1.95(pH2.21)、3.78(pH4.00)、4.34(pH7.16) 引火性及び発火性: 常温で空気と接触しても自然発火しない。 安定性:遮光下、通常の保管条件下で安定	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット>4.328 (ダスト) 皮膚腐食性 ヲサギ — 眼刺激性 ヲサギ —	試薬

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。